**指定管理者労働条件チェックリスト**

**施設名**

**指定管理者名**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック項目** | **チェック結果** |
| **１　就業規則** |  |
| (1) | 常時使用する労働者が１０人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。 | □　就業規則を作成し、届け出ている。□　就業規則を作成しているが、届け出ていない。□　就業規則を作成していない。□　常時使用する労働者が10人未満である。 |
| (2) | 短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。変更した場合も同様か。 | □　就業規則を作成し、届け出ている。□　就業規則を作成しているが、届け出ていない。□　就業規則を作成していない。□　短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。□　常時使用する労働者が10人未満である。 |
| **２　労働条件等の明示** |  |
| (1) | 労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。 | □　明示している。□　明示していない。 |
| (2) | 短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。 | □　明示している。□　明示していない。□　短時間労働者を雇用していない。 |
| (3) | （平成２７年４月１日以降）短時間労働者を雇い入れる際、事業主が実施する短時間労働者の雇用管理に関する措置の内容について説明しているか。 | □　説明している。□　説明していない。□　平成２７年４月１日以降に時間労働者を新規雇用していない。 |
| **３　労働時間** |  |
| (1) | 所定労働時間は、週40時間以内、１日８時間以内としているか。 | □　所定労働時間は、法定労働時間内である。□　変形労働時間制を採用している。□　所定労働時間が法定労働時間を超えている。 |
| (2) | 変形労働時間制をとる場合（１か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など）は、労使協定等によりその旨を定めているか。 | □　定めている。□　定めていない。□　変形労働時間制をとっていない。 |
| (3) | 次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。①交替制勤務における引継ぎ時間②業務報告書等の作成時間　③仕事の打合せ、会議等の時間④参加が義務付けられている行事や研修等⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間 | □　算定している。□　算定していない。 |
| (4) | 労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。 | □　適正に把握している。□　適正に把握していない。 |
| (5) | 休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。 | □　適法に取得させている。□　適法に取得させていない。 |
| (6) | 休日は、毎週１回又は４週を通じて４回以上与えているか。 | □　与えている。□　与えていない。 |
| (7) | 時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。 | □　労使協定の範囲内で行わせている。□　労使協定の範囲内で行わせていない。 |
| (8) | (7)の労使協定（36協定）は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。 | □　基準の範囲内で締結している。□　基準の範囲内で締結していない。 |
| (9) | 短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。 | □　与えている。□　与えていない。 |
| **４　賃金** |  |
| (1) | 賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込みも可）毎月１回以上、定期に全額（税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っているか。 | □　支払っている。□　支払っていない。 |
| (2) | すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。 | □　支払っている。□　支払っていない。 |
| (3) | 法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。 | □　支払っている。□　支払っていない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック項目** | **チェック結果** |
| **5　法定帳簿** |  |
| (1) | 事業場ごとに、各労働者について（日雇労働者を除く。）労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。 | □　労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。□　労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。□　労働者名簿を作成していない。 |
| (2) | 事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。 | □　賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。□　賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。□　賃金台帳を作成していない。 |
| (3) | 労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は３年間保存しているか。 | □　保存している。□　保存していない。 |
| **６　労働安全衛生** |  |
| (1) | 常時50人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。 | □　選任、届出をし、必要な職務を行わせている。□　選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。□　常時使用する労働者が50人未満である。 |
| (2) | 常時50人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月１回以上行っているか。 | □　衛生委員会を設け、月１回以上行っている。□　衛生委員会を設けていない又は月１回以上行っていない。□　常時使用する労働者が50人未満である。 |
| (3) | 常時10人以上50人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。 | □　衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。□　衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。□　常時使用する労働者が10人未満であり、又は50人以上である。 |
| (4) | 雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。 | □　行っている。□　行っていない。 |
| (5) | 雇入時及び１年以内ごとに１回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。 | □　行っている。□　行っていない。 |
| (6) | 健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して５年間保存しているか。 | □　保存している。□　保存していない。 |
| (7) | 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から３か月以内に、医師等の意見を聴いているか。 | □　聴いている。□　聴いていない。 |
| (8) | 健康診断の結果を労働者に通知しているか。 | □　通知している。□　通知していない。 |
| (9) | 常時50人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。 | □　提出している。□　提出していない。□　常時使用する労働者が50人未満である。 |
| **７　法令等の周知** |  |
| (1) | 労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること②書面を労働者に交付すること③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することのいずれかにより、労働者に周知しているか。 | □　周知している。□　周知していない。 |
| **８　雇用保険・社会保険** |  |
| (1) | 雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。 | □　行っている。□　行っていない。 |
| (2) | 健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。 | □　行っている。□　行っていない。 |
| **９　障害者雇用** |
| (1) | 常時厚生労働省令で定める数以上の労働者を雇用している事業主である場合は、障害者の雇用に関する状況を公共職業安定所に報告しているか。 | □　報告している。□　報告していない。□　報告する義務がない |
| (2) | 障害者雇用納付金の納付義務がある場合は、過去２年度分の障害者雇用納付金（納付期限の到来したもの）を納付しているか。 | □　すべて納付している。□　納付していない障害者雇用納付金がある。□　納付すべき障害者雇用納付金がない。 |
| **10　外国人雇用** |  |
| (1) | 新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合は、厚生労働大臣に外国人雇用状況の届出をしているか。 | □　届出をしている。□　届出をしていない。□　外国人を雇用していない。 |